

平成二十六年三月二十日受領  
答 弁 第 七 五 号

内閣衆質一八六第七五号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく考えである。御指摘の平成二十六年三月十一日の参議院予算委員会における小松一郎内閣法制局長官（以下「小松長官」という。）の答弁は、福島みずほ委員からお尋ねを受けた同年二月二十日の衆議院予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の答弁がこの趣旨を述べたものであると理解して行ったものである。

三について

小松長官は通院による治療が必要であるものの、通常の勤務に差し支えないと医師から判断されており、内閣法制局長官としての職責を果たしていると考えている。